

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副議長	局 長	副主幹	係 長	主 査	担 当	文書取扱主任		

平成28年 第1 予算審査特別委員会 会議録

開催年月日		平成28年3月14日(月)・15日(火)・16日(水)・17日(木)		
開催場所		第二委員会室		
出席委員		別紙のとおり	事務局	竹谷事務局長
				平川係長
欠席委員		別紙のとおり		
説明員		別紙のとおり		
議 事 の 概 要	1 付託事件			
	議案第1号 平成28年度滝川市一般会計予算			
	議案第14号 滝川市行政不服審査会条例			
	議案第16号 滝川市保健福祉部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例 に関する条例			
	議案第17号 滝川市産業振興部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例 に関する条例			
	議案第18号 滝川市地方消費者センターの設置等に関する条例			
	議案第19号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例			
	議案第20号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴 う関係条例の整備に関する条例			
	議案第22号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を 改正する条例			
	議案第23号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例			
	議案第24号 滝川市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例			
	議案第25号 滝川市水泳プール条例の一部を改正する条例			
	議案第28号 滝川市農村環境改善センター条例及び滝川市郷土館条例の一部を改正す る条例			
	議案第30号 滝川市住宅改修の促進に関する条例の一部を改正する条例			
	議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について (コミュニティセンター)			
	議案第32号 公の施設の指定管理者の指定について (中地区児童センター)			
	議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について (老人福祉センター)			
	議案第34号 公の施設の指定管理者の指定について (三世代交流センター北地区分館)			

議 事 の 概 要	議案第35号	公の施設の指定管理者の指定について（身体障害者福祉センター等）
	議案第36号	公の施設の指定管理者の指定について（滝川中高年齢労働者福祉センターサンライフ滝川）
	議案第37号	公の施設の指定管理者の指定について（転作研修センター）
	議案第38号	公の施設の指定管理者の指定について（総合交流ターミナルたきかわ）
	議案第39号	公の施設の指定管理者の指定について（ふれ愛の里及び池の前水上公園の一部）
	議案第40号	公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティ防災センター）
	議案第44号	滝川市農業委員会の委員の定数に関する条例
	2	審査の経過
		3月14日、15日、16日、17日、の4日間にわたり、慎重な審査を行った。
	3	審査の結果
		いずれも原案のとおり可とすべきものと決した。
上記記載のとおり相違ない。 第1予算審査特別委員長 井 上 正 雄 印		

第1予算審査特別委員会（第1日目）

H28.3.14（月）10：00～

第 二 委 員 会 室

開 会 9：59

委員長挨拶

委 員 長

開会に先立ってご挨拶をさせていただきます。第1予算審査特別委員長を拝命いたしました井上正雄です。副委員長の館内です。

かつての市長、吉岡清栄さんが言われた言葉で、議場は戦場のようなものであると。どこから弾が飛んでくるかわからないということを言われたわけですが、滝川市政も非常に厳しい状況にあると思います。そういう中で今回の予算委員会、成長戦略、地方創生はやらなければならない。人口減対策です、健全財政は維持しなければならない。いわばアクセルとブレーキを両方踏まなければならないというような状況にあると思います。そんな中で、活発なご議論がこの委員会ではなされることを期待いたしまして、就任の挨拶にさせていただきます。

それでは、ただいまより第1予算審査特別委員会を開会いたします。

委員動静報告

委 員 長

ただいまの出席委員数は9名であります。

これより本日の会議を開きます。

本委員会に付託されました事件は、

議案第1号 平成28年度滝川市一般会計予算

議案第14号 滝川市行政不服審査会条例

議案第16号 滝川市保健福祉部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例

議案第17号 滝川市産業振興部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例

議案第18号 滝川市地方消費者センターの設置等に関する条例

議案第19号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第20号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第22号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議案第23号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例

議案第24号 滝川市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

議案第25号 滝川市水泳プール条例の一部を改正する条例

議案第28号 滝川市農村環境改善センター条例及び滝川市郷土館条例の一部を改正する条例

議案第30号 滝川市住宅改修の促進に関する条例の一部を改正する条例

議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター）

議案第32号 公の施設の指定管理者の指定について（中地区児童センター）

議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について（老人福祉センター）

議案第34号 公の施設の指定管理者の指定について（三世代交流センター北地区分館）

議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について（身体障害者福祉センター）

等)

議案第36号 公の施設の指定管理者の指定について（滝川中高年齢労働者福祉センターサンライフ滝川）

議案第37号 公の施設の指定管理者の指定について（転作研修センター）

議案第38号 公の施設の指定管理者の指定について（総合交流ターミナルたきかわ）

議案第39号 公の施設の指定管理者の指定について（ふれ愛の里及び池の前水上公園の一部）

議案第40号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティ防災センター）

議案第44号 滝川市農業委員会の委員の定数に関する条例

以上の24件となっております。

なお、関連議案のうち、第19号及び第23号は歳入関連、それ以外の議案21件は歳出関連でありますので、ご留意願います。

次に、審査の方法について協議いたします。

まず、日程についてですが、配付されております別紙日程表に基づいて進めることとし、終了時間については遅くとも午後4時をめどとして取り進めることでよろしいですか。

（異議なしの声あり）

委員長

異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

次に、審査の進め方について協議いたします。

まず、審査の進め方ですが、歳出は款別に、歳入は一括して説明を受けた後、それぞれ関連議案を含めて質疑を行うものとしますが、消防費、公債費、諸支出金、職員費、予備費については科目数が少なく、関係所管も限られていることから、一括して審査することとし、討論、採決については最終日に行うことでよろしいですか。

（異議なしの声あり）

委員長

そのように決定いたします。

なお、意見は討論の際に述べていただくことになっておりますので、質疑は簡潔に行っていただき、特に付託事件以外の質疑は行わないようにご配慮願います。

また、答弁については、部課長に限らず、内容を知り得る方で原則係長職以上の方に行っていただきます。なお、氏名、職名等を告げられないで答弁の許可を得た場合は、所属、職名、氏名を述べてから答弁をしていただくこととなりますので、よろしくお願いします。

次に、市長に対する総括質疑は審査日程の最終日に予定しておりますが、審査の過程で特に留保したものに限ることにしたいと思いますが、これでよろしいですか。

（異議なしの声あり）

委員長

そのように決定いたします。

次に、討論ですが、付託されております24件の議案について一括して各会派の代表の方に行ってもらうこととしまして、その順番は会派清新、会派みどり、新政会、公明党、日本共産党の順とすることによろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように決定いたします。

なお、各会派から出されました討論要旨につきましては、後日事務局で一括整理し、議員にのみ印刷配付することになっておりますので、ご了承願いたいと思います。

最後に、資料要求の関係でお諮りをいたしたいと思います。予定されている資料につきましては、お手元に配付しております。これ以外で資料要求される方はその都度要求を願い、その必要性を会議に諮り、所管部局の都合を確認した上で決定いたしたいと思いますが、これでよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように決定いたします。

まず、冒頭に資料要求される方はいらっしゃいますか。

木下

1件資料要求したいと思います。指定管理を受けている各施設の歳入歳出がわかる一覧表をいただきたいと思います。

委員長
壽崎係長

木下委員から1件、資料要求がありましたが、所管は用意できますか。

今要求のありました資料につきましては、後日配付ということであれば用意できますので、よろしく願いいたします。

委員長

所管で対応可能ということですが、木下委員から要求がありました1件について、本委員会として要求することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長

それでは、所管におかれましては、木下委員から要求のありました1件について、すみやかに資料の提出をお願いいたします。

ほかに資料要求ございますか。

(なしの声あり)

委員長

なしと確認します。以上で審査方法についての協議を終了して、早速審査に入りたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

それでは、日程に従いまして審査を進めます。

総括

委員長

最初に、総括についての説明を求めます。

中島部長

(総括について説明する。)

委員長

これより質疑に入りますが、総括については、款別ではなく全体にわたる質疑をお願いします。質疑ございますか。

副委員長

予算大綱の中に書かれてあります社会保障と税番号制度への対応についての質疑をさせていただきたいのですが、制度が導入されることに対応するために、住民情報システム改修費、また統合宛名システムとの連携構築、中間サーバプラットフォーム運用管理負担金、また障害福祉システム更新費、生活保護システム改修費、健康管理システム改修費を計上しておりますが、款をまたぐので総括でお聞きしますが、財源内訳についてと交付税償還時の措置を含め、市の対応はどのようなになっているかお伺いいたします。

(何事か言う声あり)

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:21

再 開 10:22

委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
副委員長の質疑につきましては、次の款別の審査でそれぞれ質疑願います。
ほかに質疑ございますか。
(なしの声あり)

委員長 それでは、総括に対する質疑を終結いたします。
次に、款別の審査に入ります。

議会費

委員長 議会費の説明を求めます。
菊井事務局長 (議会費について説明する。)

委員長 説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございますか。
(なしの声あり)

委員長 ないようですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。
(異議なしの声あり)

委員長 そのように確認いたします。
以上で議会費の質疑を終結いたします。

総務費

委員長 次に、総務費の説明を求めます。
中島部長 (総務費のうち総務部が所管する部分、一部他の所管の部分も含めて増減の主なものについて説明する。)

館部長 (総務費のうち市民生活部に関連する予算について説明する。)

委員長 説明が終わりました。
これより、関連議案第14号、第18号、第22号、第31号、第34号及び第37号を含めて一括質疑に入ります。質疑ございますか。

木 下 まず、59ページ、2款1項1目、一般管理費のうち、庶務事務に要する経費のうち、その他諸費の内訳をお伺いします。
次、61ページ、職員研修に要する経費632万6,000円、平成27年度は700万7,000円だったのですけれども、68万1,000円減になっている理由と、もう一つは、研修の内訳はどのようなものがあるのか伺います。
次に、67ページ、2款1項7目、市民生活推進費の空家等の適正管理に要する経費42万5,000円、平成27年度は95万8,000円、53万3,000円減になった理由について伺います。
次に、同じく市民生活推進費、市民生活の向上推進に要する経費のうち、広報配付等報償費640万9,000円、配布戸数は何軒ぐらいあるのか、また町内会に入っていない方については、どのような配布の方法をとっているのか、取り扱いについて伺います。
続きまして、69ページ、同じく市民生活推進費、一般乗合バス運行負担金646万1,000円、この内訳はどのようなになっているのか伺います。
それと、関連議案の関係で、議案第18号、消費者センターに関しまして質疑させていただきます。相談件数は何件あって、相談の主なものは何で、相談からトラブル解決に至った件数、それと消費者教育、啓発、広報、どのような具体的な内容でこのように進めていくのか、それと、個人情報などのセキュリティ対策は構築されているのか、それと、消費者協会とどのような連携を持っていくなのか伺います。

壽崎係長

59ページ、庶務事務に要する経費の中のその他諸費の主な内訳についてのご質疑でございますが、まず1点目といたしまして、消耗品費で約451万円となっております。こちらは主に庁舎全体で用いますコピー用紙ですとか印刷用機器に係るインク等、こういった消耗品の購入に要する経費となっております。

2点目といたしまして、委託料は約538万円となっております。これはその他諸費の中で最も多い経費となっておりますが、主に例規集の管理や更新の委託料ですとか機密文書の処理に係る経費、それから印刷センターの業務委託などに要する経費ということになってございます。

最後に、使用料及び賃借料といたしまして約368万円ほどでございます。こちらにつきましては、主に庁舎全体のプリンター機能とコピー機能を持ち合わせました複合機に係る使用料に要する費用となっております。これらを合計いたしますと約1,358万円となりまして、残りの差額が約220万円ほどございますが、これらは報償費ですとか印刷製本費といったその他諸費の合計の額となっております。

小畑課長補佐

61ページの職員研修に要する経費の関係でございますが、まず1点目、減の主な内容でありますけれども、北海道庁との相互交流ということで職員の派遣をしておりました。この関係での旅費と住宅の借り上げで約90万円あったのですが、実際には平成27年の4月、今年度から道庁への派遣は取りやめることにしたのでございますけれども、予算計上の段階ではその辺がまだ決定していなかったものですから、約90万円を計上していた分の減が主な内容となっております。

2点目の研修の内容につきましては、札幌に北海道市町村職員研修センターがございますけれども、そこへの派遣ですとか、千葉にあります市町村アカデミーへの派遣、あるいは名護ですとか地域活性化センター、それから新日本スーパーマーケット協会への長期派遣などのほかに、市役所での、新年度につきましては人事評価をメインとした集合研修なども予定しておりますけれども、研修の規模としましては平成27年度と同様な規模で行いたいと考えております。

大橋係長

67ページ、空家等の適正管理等に要する経費、こちらの減になった理由といたしましては、危険防止補修工事の減によるものですが、原則、空き家に関しては所有者等が危険回避するものであり、予算措置に関しましては、住民の安全を考慮し、やむを得ない場合のみ対応を想定していることから、過去の実績や市内空き家の状況などを考慮し、最低限の予算措置をしたものです。この工事は、所有者との話し合いを進める中で、所有者みずから措置を講じることができないケースで、早急に危険回避をする必要があると判断した場合に、民法の緊急避難や事務管理規定に基づき、必要最小限の危険回避措置をとるものです。予算を超える工事が発生した場合は、その都度協議し対応してまいります。

高木係長

広報配付等報償費につきましては、平成27年度が2万618世帯、平成28年度につきましても27年度と同様に2万618世帯をお支払いする予算としております。また、町内会に入っていない世帯も含めまして配っていただくようお願いをし、各町内会長から広報紙配布世帯数を申し出ていただきまして、その件数分の報償費を支払っているような仕組みになっております。

藤司係長

69ページの一般乗合バス運行負担金646万1,000円の内訳について説明させていただきます。内訳につきましては、滝川北竜線48万4,515円、滝川浦臼線48万3,723円、滝深線154万9,000円、深滝線47万5,000円、滝川美唄線11万3,685円、滝川奈井江線5万4,841円、滝川市内線330万円、以上となります。

関連議案第18号の消費者センターに関するご質疑についてお答えいたします。まず、消費者センターの相談件数でございますが、平成16年度がピークで1,434件だったのですけれども、その後、減少傾向にあったところですが、平成25年度から再び増加に転じているところでございます。過去3年の相談件数につきましては、平成24年度が264件、25年度が330件、26年度が350件、平成27年度2月末の相談件数は304件となっております。

続きまして、主な相談内容でございますが、ここ10年間は運輸通信サービスに関する相談が最も多く、インターネットやスマートフォンの普及によるアダルトサイトなどの架空請求が大半を占めているところです。特に平成26年度はインターネット接続プロバイダーの変更に関する相談がふえております。27年度につきましては、光回線の卸売に関するものや、にせのメールで電子マネーを要求されるなどの相談がふえているところです。

続きまして、相談からトラブル解決に至った件数ということですが、まず相談員は、消費者センターで受けた相談に対して助言や情報提供を行うほか、あっせんといひまして、相談者と事業者の間に入って交渉を行うことができることになっております。センターの助言によりまして消費者が直接事業者と交渉して問題解決に至るケースがほとんどですが、消費者の希望によりましてセンターであっせんに入った件数につきましては、平成26年度が41件、平成27年度は45件となっております。これらあっせんに入った案件については全て解決に至っております。

続きまして、消費者教育、啓発、広報の具体的な内容ということですが、このことにつきましては消費者協会と連携して取り組んでいるところでございまして、まず5月の消費者月間におけるパネル展示、講座の開催、広報車における街頭啓発、それから10月の消費者まつりを市との共催で実施しているところでございます。このほか、町内会や老人クラブ、学校などへの出前講座を年間10回程度実施しているほか、消費者被害防止ネットワーク会議での研修や情報提供、これらも消費者協会の協力を得て行っているところでございます。また、消費者センターだよりを年6回発行しまして、町内会の班回覧やホームページによる情報提供も行っているところでございます。

続きまして、個人情報等のセキュリティ対策ですが、まず個人情報の取り扱いにつきましては、相談員の記録というのは紙ベースで作成しております。氏名などの個人情報が記載されているものもありますけれども、これは鍵のかかるロッカーで厳重に保管しまして、相談員及び担当職員以外は持ち出し、閲覧ができないよう、個人情報の管理には細心の注意を払っているところでございます。

また、相談情報につきましては、全国消費生活情報ネットワークシステム、通称パイオネットというものがあり、これに入力することになっておりまして、国民生活センターと全国の消費者センターがネットワークで結ばれております。ただ、パイオネットにつきましては、氏名や生年月日などの個人情報は入力しないことになっております。利用しているパソコンにつきましては無償貸与を受けていますけれども、これもインターネットに接続することができないような仕様になっておりますので、インターネット経由での情報漏えいの対策もとられているということになっております。

最後に、消費者協会との連携について、先ほど消費者教育、啓発、広報につい

での質疑の中でお答えしましたとおり、消費者月間での取り組みや消費者まつりなど、広報啓発活動を中心としまして消費者協会とはこれからも密接に連携を図ってまいりたいと考えております。

木 下

乗り合いバスの関係ですけれども、これはバス会社から請求があった金額をそのまま上げているのか、それとも何か基準があって、乗車人数による、そういう割合があって決めているのかお聞きします。

稲井課長補佐

各路線によって算定基準はそれぞれ異なるのですけれども、国庫補助が入っている部分につきましては、基本的に国の補助で赤字が埋まるという仕組みにはなっているのですけれども、例えば収支率、それから密度カットという、この2つの定義がありまして、これに関して国庫補助で埋まらない部分が出てきます。これに対して関係自治体はその赤字部分を埋めるというようなことで協議をし、予算化しているところです。

委員長
関 藤

ほかに質疑ございますか。

61ページ、2款1項1目、外国人受入環境整備に要する経費の内容について、予算案の概要の6ページに内容が書かれているのですけれども、食と農をつなぐ活動の推進と国際交流による地域活性化の推進ということですが、具体的な地域活性化の事業内容を何かお持ちであればお示しいただきたいことと、この経費の内訳についてお尋ねいたします。

次に、67ページ、2款1項7目で市民生活の向上推進に要する経費の街路灯設置費補助金について2,130万円ということで、今回の設置台数が650灯、42パーセントということで、多分これは1灯につき2万8,000円の補助であって、また最大8割補助ということなのでしょうけれども、街路灯1灯について業者から上がってくる請求は業者によって違うと思うのです。業者から上がってくる価格の平均、マックス2万8,000円補助するとなると3万五、六千円で上がってくるのかなと思うのですけれども、業者が出してくる1灯当たりの平均価格はどうのぐらいになっているのか。また、そうすると、町内会の負担金というのは7,000円前後ということになるかと思うのですけれども、町内会で1灯当たり7,000円が負担できる町内と、できない町内が出てくると思うのですけれども、その対応は何か考えられているのかお伺いいたします。

また、2,130万円が全て20ワット級以下の街路灯ということでしょうから、街路灯に全て当たる金額であれば、満額の2万8,000円を1灯当たり補助したとすれば、割り返せば760灯がLED化になるのですけれども、650灯の今回設置ということで、その差100灯以上があるのですけれども、これはどういう試算なのかお伺いいたします。

山内課長

外国人の受け入れ環境整備につきまして、340万円につきましては、ご本人の報酬並びに研修費、旅費等を含んでおります。

それから、その他諸費の27万1,000円につきましては、ご本人の特性等を生かして、また観光部署等と連携いたしまして、菜の花の時期に国際屋台を実施することを現在計画しております。

半井課長補佐

街路灯設置費補助金につきましてお答えさせていただきます。

まず、工事費の平均ですけれども、1灯当たりの単価で3万7,807円となっております。これを定率制ではなく、一律2万8,000円の定額補助へというご提案ですけれども、これまで補助を行ってきまして、ご負担いただいていた町内との整合性、公平感の確保等の観点から、現時点では変更する考えはありません。

補助金につきましては、全てがLED等の変更だけではなくて、撤去に関する補助についてもこの中に含まれております。ですから、補助については、街路灯のLEDに取りかえる部分、それから既存のものを撤去するものに対して補助している部分がございます。

横山課長

町内会の負担が7,000円になるということで、それに対応できない町内に対する考え方ということでございますけれども、現在のところは公平性等の観点から町内会に負担をいただくという前提で考えてございますので、今のところはそういった町内会からのご相談等もないこともありますので、制度はこのままと考えてございます。

関 藤

町内会から相談がないというご答弁ですけれども、町内会の方々はLEDの街路灯に関する実態価格というものがわからない。将来的には、先ほど出てきた電気代の将来的な削減に市もつながることなので、街路灯1灯当たりの仕入れ価格、20ワット以下の街路灯であれば定価が、パナソニックや東芝、いろんな業者のメーカーを見ても2万8,000円ぐらいから3万円ぐらい、仕入れ価格というのは1万円前後、業者によっては1万円を切っているところもあると思います。そうすると、それに工事費を乗せて、撤去する費用を乗せても、2万8,000円あると業者は利益が出るのです。そうすると、先ほど不公平感を招くとのことですが、制度が変わればどこかで必ず不公平、過去の部分というのが出てくるのは当たり前ですから、市で2万8,000円を、業者にお願いして全部やっていくと、台数がもっと進んでいくと思うのです。そういったことに対してもう少し前向きに考えることはできないのか伺います。

半井課長補佐

確かに1灯当たりの更新価格が現在でも3万5,000円以下の事例もあるというのは事実でございます。ただ、この制度で例えば定額制を導入しますと、町内会の負担は軽減されるのですけれども、市の負担は増加するということになっておりまして、予算の枠の中で補助できる灯数が減少するということになりますので、必ずしも定額制への変更が普及率の向上にはつながらないと考えております。

市は平成26年度からLED灯への切りかえの促進を図ってきて、目標として、市内全灯数中の10ワット、20ワットの灯数を40パーセント超と設定しております。制度導入後、町内会、街路灯維持組合等の皆様のご協力をいただきながら街路灯のLED化に取り組みまして、達成率は平成28年度末で40パーセント台を超えるという見込みでございます。この制度においては一定の成果を上げているものと私たちは判断しておりますので、ご理解いただきたいと思います。市の負担がふえていくということですが、今年度実施すれば42パーセントがLED化ですよね。将来的には100パーセントを目指しているわけですよね。そうすると、それが早い遅いだけであって、定額2万8,000円で行ったからといって市の負担がふえるということにはならないですよね。それが前倒しになるかならないかというだけのことです。だから、増となるとは思わないのですけれども、そこら辺もう一度伺いたい。

関 藤

横山課長

これから市では、LED化100パーセントを目指していくのだらうということで、平成26年度からLEDへの切りかえの促進を始めました。26年は933灯、27年は467灯でしたが、今年度は増額して650灯ということで、徐々に進んでまいりまして、40パーセントを目指して進んでいるところでございます。LEDにつきましては40パーセントですが、以前のナトリウム灯を含め、

省電力灯でいきますと85パーセントぐらいになります。実は、一定、LED化を27年度まで進めた段階で、次にどう進めていくのかというのは考えなければならぬと思っております。

といいますのは、今は100ワットの大きい電球ですとか、こういったものを20ワットぐらいのLED化にするということで電力の削減効果はかなり大きいのですけれども、ナトリウム灯からLED灯になりますと、電力の削減効果はそこまでではございません。そういった中で、85パーセントの中の40パーセントがLED、45パーセントがナトリウム、これを含めて、次にこういった形で進めていくかというのは、改めて計画を立てなければならぬと考えてございます。

また、当然残っている15パーセントですけれども、私ども今までは、町内会の皆さんから要望をいただいて、その数さえさばけないという状態でしたので、先ほど声がないと言いましたけれども、実はそういうところもあるかと思っております。そういった町内ともご相談をさせていただくと、こういったことも含めながら、次、どんな手を打っていくかということを検討していきたいと考えてございますので、ご理解願いたいと思います。

委員長
安 樂

ほかに質疑ございますか。

61ページ、2款1項1目、一般管理費の中の外国青年招致事業に要する経費とありますが、1,234万9,000円計上されているのですけれども、その内訳と具体的な事業内容について伺います。

山内課長

こちらにつきましては、まず予算の内訳でございますけれども、報酬及び社会保険料、雇用保険料等の共済費合わせまして1,003万5,000円、それから住宅費といたしまして74万1,000円、それから研修費、帰国旅費等として69万6,000円、着任費用として50万円、そのほか消耗品、修繕費等として6万円になっております。

使途等につきましては、国際交流員がただいま3名おりますが、滝川市につきましては最も早くジェットプログラムというプログラムに乗って、総務省の事業でございますけれども、この3名を採用させていただいております。この3名につきましては、現在のところ英語圏からの国際交流員ということでニュージーランドからの国際交流員、それから中華圏のシンガポールからの国際交流員、そして横綱白鵬関が当市の観光大使であったことから、モンゴルへの農業技術支援ということで、モンゴルの国際交流員も採用して3名おります。

これら3名のそれぞれの役割でございますけれども、ただいま申し上げましたように、滝川市は北海道で一番早くこのジェットプログラムに着手しており、英語圏につきましてはニュージーランドの国際交流員でございますが、長きにわたって、国は変わっておりますけれども、国際交流員として英語圏ということで活躍しております、小中学校、西高等学校のほうには、ALT、英語指導助手が配置されておりますが、それを補完する形で、保育所、児童館、滝川高校、國學院短大等と連携した活動、また国際交流イベントの企画運営、それから昨今言われております国際観光等に連携しまして翻訳、通訳業務など、多様な地域の国際化の業務に携わっていただいております。

また、シンガポールの国際交流員につきましては、商業観光課等と連携いたしまして、中華圏からの外国人観光客の受け入れの対応を主に活動していただいております。また、先ほど申し上げましたモンゴルにつきましては、モンゴル

国からの研修員の受け入れということで自治体職員協力交流事業、これも総務省の事業でございますけれども、平成23年から27年まで合計24名の研修員を受け入れてきたところです。この農業技術研修を主に担うという役割、それと当市におきましてモンゴル国の文化等を伝える活動なども積極的に行ってきたところです。

委員 長
堀

ほかに質疑ございますか。

横山課長

関藤委員の質疑と同じ関連で街路灯のLED化の補助金についてお聞きいたしますが、今、ナトリウム灯とLEDで85パーセントほどの予定でいるという答弁を聞きましたが、オールLEDになって、100パーセントになったときの電気料金はどのような減少を試算されているのが1点と、もう一点は、関藤委員が言われた、LED化の事業も年々、需要と供給のバランスで単価が下がっているという状況だと思います。そういう意味で、競争入札とかいろんなことを考えていく必要があると思いますけれども、そのお考えがあるのか伺います。100パーセントLED化という試算はしてございません。先ほども申しましたように、まずは省電力灯を100パーセントに近づけるというようなことで試算しているものですから、まだLEDを100パーセントにするという、そこまでの方針は実は滝川市は立ててございません。しかし、ナトリウムではない部分についてはLED化ということで現在進んでいるところでございます。

2点目ですが、年々単価が下がっている中で、そこに競争入札等ということでございますけれども、現在の仕組みとしては、町内会がそれぞれ契約をさせていただいて、そこに補助をするという形になりますので、なかなか競争入札という形は難しいのかなと思ってございます。ただ、先ほども申しましたとおり、これからどう進んでいくかというのは、平成28年度中には一定程度考えなければならぬということもございます。そういった中で、我々も実は、業者の聞き取り等も行っておりませんけれども、情報をまず入手して、それを町内会に提示するというような形で、なるべく安くできるというようなことが進んでいければと思っております。

堀

私どもの町内会では、去年の時点で100パーセントLED化にしたのです。それで大体4割強、電気料金が下がっています。恐らく3年もすると、かかった経費は全部解消できると試算していますが、こういう事業というのは継続的にずっと将来に続きますので、早く費用対効果のあるこういう事業は推し進めたほうが良いというのがまず1点です。本当に市の財政面でもプラスになることが大いに予想されますので、急ぐ必要があるし、費用対効果はもう一回再検討すべきでないかと考えます。

もう一点は、入札という表現をしましたが、それは可能だと思います。市の財政もよくなり、各町内会もよくなるのなら、こんないいことはないわけですから、十分考えて制度を変更するという視点がないと、なかなか行政改革というのはできないと思いますけれども、もう一回質疑いたします。

横山課長

早く推し進めたほうが良いということですが、これまで平成26年度から933灯、27年467灯、27年度はふやしまして650灯を予定しておりますが、実は650灯になると、市の試算といたしましては、ことし650万円ほど補助金はふえるのですけれども、維持費、電気代の補助金が実は600万円ほど減になるといった関係にございます。こういったことも含めて、今の堀委員の言われたことも検討したいと思ってございますし、2点目のご質疑でございますけれども、競争入札とい

委員長
小 野

うことですが、堀委員に今後そういった情報もいただきながら、先ほど申しました新制度、28年度は間に合わないのかと思うのですが、今後進めていくための方法について、ご意見も参考にしながら検討していきたいと考えてございます。

ほかに質疑ございますか。

まず、61ページの2款1項1目の中の地域おこし協力隊について、ことし、2人ふえて9人になりました。実際に地域おこし協力隊の方と個別に話をすると、報酬が十五、六万円の人もいて、生活が大変だと思うのです。いろんなことをこれから一生懸命就業して3年間の経過が終わった後、例えば滝川に住むということに対しても、民間の協力もしながらこっちのほうも協力しなければならないと思うのですが、そういう生活というか、金銭的なウェイト、国から出ているからこれだけしか出さないという方向でなくて、前向きな方針を持っているのかどうか伺います。

それと、予算案の概要の中で、リンゴを核とした6次産業化推進事業で一人ふえているのですが、252万円と金額が少なすぎるのではないかと思います、直接確認させていただき理解しましたが、このことについての説明が不足していたと思いますので、今後、このようなことは詳しい説明をお願いします。

それと、67ページの2款1項7目、市民生活推進費の中で、以前に未来へつなぐ市民力推進事業補助金が見直しされ、100万円縮減されています。新たな担い手を発掘して地域の活性化を図るということで、市民が活躍するまちづくり活性化事業補助金ということで100万円が再構築されています。ことしもランターンフェスティバルがありましたが、継続的にお金は出さないと。補助金がないので大変だというのはわかるのですが、ことしあたりは天気がよくて、すごい人がいたのです。滝川の一番悪いところは、こういう伸びてきたものを、お金がないからだめ、何でも全て減少させてしまうと。何の祭りについても全てそういう傾向があるので、その辺のことを見直す予定があるのかどうか、お聞きしたいと思います。

それと、同じく67ページ、町内会等活動促進事業補助金については、余りよく知らなかったのですが、補助金の活用団体が少ないので、それが幸いているのかなと思っていたのですが、減額された理由がどういうことかということと、これについては社会福祉協議会の新生サポート事業に移行するとあるのですが、その新生サポート事業とは何かをお聞きしたいと思います。

それと、先ほど広報配布について答弁いただいたのですが、配布物については、町内会長の意向を受けて、その戸数に対して配布される。私も何年間か町内会長をやっているのですが、一度も確認されたことはありません。配布数は以前のままで、何十部も多いのです。その辺を見直さないと、無駄な数をつくること自体がおかしいのです。せっかく配布料を払っているのに、数を確認していないと思うので、その辺もお聞きします。

それと、今、関藤委員と堀委員が言いましたLED化についてお聞きします。町内会のほうから何も相談がなかったとのことですが、うちの町内会でもことしから、去年申請しましてLED化にしようとしています。その中で、ただ2万8,000円は補助しますよということが頭にあるのです。相談すればその分下がったのか。私は電気関係の経験がありますので、2万8,000円でやれるというのは、業者によって下げることは可能なのです。2万8,000円でやる業者がいれば

7,000円の負担は必要ないのです。2万8,000円でやってくれと言ったら2万8,000円で終わるのです。その辺の対応の仕方も今後改めていくべきではないか。今後の方針について伺います。

堀 課 長

地域おこし協力隊についてお答えいたします。小野委員がおっしゃられたとおり、特別交付税は1人当たり400万円という上限がございます。そして、さらにその中には報償費及び報酬は200万円と定められておりまして、この部分が平成27年度からは、1人当たり上限の400万円に変更はございませんが、報酬にかかわる部分につきましては、隊員のスキルや地理的条件なども考慮した上で、最大250万円まで支払い可能となるように弾力化されたところでございます。小野委員から報酬額が低いのではないのかとのお話をいただいたところでございますが、市といたしましては特別交付税の基準におさまるよう予算措置をしているところでございます。そのようにご理解をいただきたいと思います。それから、予算案の概要の説明がわかりづらかったというご指摘をいただいた部分につきましては、今後留意していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

越前副所長

2点目の質疑にありました補助金関係についてお答えしたいと思います。平成22年度に創設されました未来へつなぐ市民税1%事業補助金及び平成25年度に制度変更しました未来へつなぐ市民力推進事業補助金においては、市民みずからの発想や行動力を生かした市民力による魅力あるまちづくりを行う事業に対し支援を行ってきたところですが、このたび制度変更から3年を経過したことを踏まえ、市民が活躍するまちづくり活性化事業補助金として見直しを図りたいとするものです。

見直しの大きな特徴としましては、若者を初めとした新たな担い手にまちづくりに参加してもらうことで市民活動などが活発になることを目指して補助金を上乗せするという若者支援の視点を取り入れ、よりまちづくりの活性化に寄与する制度としたいものです。

ランターンフェスティバルにつきましては、平成24年度の第11回から26年度の第13回までの3年間、補助金を交付してきましたが、市民審査会議でも3年間の補助終了後の自立の方策というものを課題としていました。補助を卒業されていった団体は、大小の差こそあれ、その点に苦勞されていた傾向があったということから、今回の見直しについては、補助期間の3年終了後にも継続可能な事業となるよう、毎年工夫していただきたため、補助率を段階的に下げていき、年々自己資金を少しずつふやして力をつけていただきた仕組みに再構築しました。

ランターンフェスティバルにつきましても、今回第14回を迎えまして、苦勞されたとお聞きしておりますが、地域に根差した滝川を代表するイベントとなっていることと認識はしております。今後も末永く続けていただきたたいと願っておりますので、そのためにもさまざまな方策を考えていただきた、市民の皆様の協力も得ながら、自立した事業として継続していただきたよう期待しております。

繰り返しになりますけれども、今回の見直しで、補助期間の3年終了後も継続可能な事業としていただきたため、補助率を段階的に下げていったということですので、補助期間を3年を限度とする制度についての見直しは考えておりませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

続きまして、町内会等活動促進事業補助金につきまして、活用団体が少ない、PR不足だったということですが、これまで広報たきかわやまちづくり通信への掲載、さらに補助の対象となります町内会を取りまとめています町内会連合会連絡協議会の理事会などで周知をしてきたところで、実績としましては、平成25年度の1団体から平成26年度は2団体、27年度は4団体と、徐々にではありますが、増加しているところであります。

こうした状況ではありましたが、制度創設から3年経過したということで、補助の役割や効果について点検を実施したところ、補助の効果は一定程度果たしているとの評価の一方、他団体である社会福祉協議会において類似した制度があることがわかりました。それが新生サポート事業という制度です。正式名称は滝川市地域福祉活動推進支援事業といいますが、町内会、町内会連合会、団体などが行う、地域で暮らす高齢者、障害者、子供及び住民の安心・安全、生きがいをづくり、地域活動を支援するもので、事業予算に対し2分の1を助成、助成限度額は10万円で、支援期間は最大3年間という制度です。

対象事業としましては、地域の高齢者、障害者、子供がともに過ごす場をつくる活動や、高齢者や障害者の健康維持とふれあい交流の促進を図り、豊かな地域づくりを目指す活動など、まさに町内会等活動促進事業補助金と重複するような制度でした。このことから市としては、町内会等活動促進事業補助金については廃止することとしまして、町内会から相談いただいたときには、この新生サポート事業を中心として、ほかにも北海道町内会連合会のひとりの不幸もみのがさない住みよいまちづくり全道運動活動費や防災活動研修会支援助成事業など、その都度適切な補助制度の活用のご案内を積極的に行い、町内会等からの相談に対し的確にサポートしてまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

横山課長

広報配布の質疑について、若干勘違いしていた部分がありまして、小野委員のところに届いていなかったことがあったようです。その都度、変更があった場合、部数もそうですし、配布先ですとか、そういったものの変更があった場合は届け出をしていただくことにしてございましたが、改めて各町内にもっとわかりやすい形で、それぞれ町内会長にはお手数をおかけすることになりますけれども、いま一度しっかりとした数の調査をお願いしますということで文書を配布して、無駄な印刷がないように進めたいと思ってございます。

それから、LEDの関係でございます。今後の方針ということですが、平成28年度につきましては、先ほど申しました650灯を8割補助という形で進めたいと考えてございますが、先ほど堀委員にもお答えさせていただきましたけれども、今後どうあるべきかということは、しっかり平成28年度構築していきたいと考えてございますので、その中で、堀委員、小野委員、関藤委員のおっしゃられたようなことも参考に検討してまいりたいと考えてございますので、ご理解願います。

小 野

市民力推進事業補助金の関係で、いろんなことを見直して、3年間の補助はそのまま制度の見直しはありませんとのことですが、例えば団体等に対して何かをやってほしい、対応策を考えていただきたいというように受けたのですが、対応策を考えていただきたいというのは、全体的に市民に言うのか、そういう団体に対して言うのか、市としてはどのように考えているのか伺います。

横山課長

未来へつなぐ市民力の関係でございますけれども、先ほど申しましたとおり、

この補助金の目的といたしましては、新たなイベントを起こしていく、こういったことを主眼に考えてございます。今回制度変更いたしまして、自立できるような力がつくような仕組みというような変更も行っております。この市民が活躍するまちづくり活性化事業補助金につきましては、以上のような考え方で、どんどん新しい担い手をふやすという補助金であるということでご理解願いたいと思います。

委員長
山口

ほかに質疑ございますか。

ランタンフェスティバルですけれども、応援はしますと。応援はしますけれども、この資金を使うのは難しいと思うのですけれども、市として、これだけ大きくなったイベントを何とかもっと育ててほしいという気がするので、副市長に聞きたいのですけれども、どのような応援をこれからしていくのかお伺いしたいと思います。

千田副市長

それからもう一点、定住自立圏の推進について、今年度、定住自立圏において、会議で話し合われる予定をされている内容で、重点課題はどのようなことを考えているのかお伺いしたいと思います。

ランタンフェスティバルについてですが、第10回目から今のような形になって、実行委員会を組んで行っていると思います。私も当時、経済部にいたのですけれども、実行委員会としては、市には迷惑をかけることなくやっていきたいという気持ちで始めたはずです。ただ、そうは言っても、人的なものを含めると、市の職員、若手含めてかなりの人員が当日、応援に入っていると思います。市の力もかなり大きいと思います。

お金については、先ほど所管からの話でもありましたけれども、お金だけで済む問題ではありませんし、今後どうしていきたいかという部分については実行委員会から、新聞報道ではお金がなくて困っているという話ですけれども、それなりに努力をしてもらわなければならないと思っております。その中でどうしても埋まらない部分、例えば観光協会では20万円の負担もしていますけれども、そういう部分は、やると言った以上は自主努力もしていただかなければならないと考えています。個別案件につきましては今後どれだけ広がっていくかという部分もありますけれども、基本的な考え方は、自主自立でやっていただきたいというのが本音でございます。

安田主査

定住自立圏構想に係る重点課題ということにつきましてはですが、平成27年度のビジョン懇談会におきましても幾つか協議していることがありまして、その中でも、交流人口の拡大ということで広域観光についてということと、それからもう一点は、研究企業における人材不足といったようなこともありますので、人材確保といった、この2点を28年度、重点的に考えていきたいと考えております。

山口

ランタンフェスティバルですけれども、副市長の言うように、実行委員会が努力をこれからもしていかなければならないというのは当然のことなので、ただ、それ以上に、イベントにかかわる人たちがふえてくるということは、イベントをする事業費がふえていくということです。うれしいことですが、実行委員会の中でも限界があるので、実行委員会がやるべきことはやってもらって、なおかつ足りない場合は市のほうも応援する手だてを考えるということにはなりません。

千田副市長

これだけのイベントでございますから、実行委員会がやるべきことをやってい

ただいた部分において、滝川のイベントとしてはすばらしいイベントになってきましたので、そのあたりは個別に協議していかなければならないと思っています。ただ、今の時点でお金を出すとかという答弁はできませんけれども、実行委員会と十分話し合った中で進めていきたいと考えていますので、ご理解願いたいと思います。

委 員 長
副委員長

ほかに質疑ございますか。

67ページ、2款1項1目、空家等の適正管理に要する経費について、空き家の適正管理に関する条例が施行されてから3年を過ぎようとしておりますけれども、危険空き家として認定されている物件の推移をお伺いしたいと思います。それと、危険防止補修工事の主な内容を伺います。

大橋係長

空家等の適正管理に要する経費について、平成24年以降、市として危険空き家と判断した物件は、24年度21件、25年度22件、26年度22件、27年度は2月末現在ですが、5件、合計70件ありました。そのうち、既に解決した40件と現在修繕中や解体の意思表示をしたものを除きまして14件の危険空き家が現在も未解決となっております。空き家の管理につきましては、これまでも所有者の方々に対する文書指導のほか、電話や直接訪問による指導を繰り返し行うなど接触の機会を数多くとる中で、解決に向け対応してきております。今後もそれぞれの物件の状況を常に見きわめながら根気強く交渉し、最善の措置に努めてまいります。

また、危険防止補修工事の主な内容でございますが、割れている窓ガラスをコンパネでふさぐとか、部分的に倒壊しているものを集積し、飛散防止ネットで覆うなど、そういった工事を想定しているものです。

委 員 長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委 員 長

ないようなので、質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委 員 長

そのように確認いたします。

以上で総務費、関連議案第14号、第18号、第22号、第31号、第34号及び第37号の質疑を終結いたします。

それでは、ここで昼食休憩といたします。再開は13時とします。

休 憩 11:41

再 開 12:58

委 員 長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

冒頭、木下委員から午前中に資料要求があった件で、内容の訂正の申し出がありますので、木下委員の発言を許します。

木 下

指定管理の各施設の歳入歳出の一覧表をいただきたいということを言いましたけれども、指定管理の各施設の指定管理代行負担金の計上額だけを知りたいということで訂正させていただきたいと思います。

委 員 長

木下委員から資料要求の内容について、訂正の申し出がありましたが、所管のほうは用意できますか。

壽崎係長

各施設ごとの管理代行負担金の一覧ということで、あすの朝までに用意させていただきます。

委 員 長

所管のほうで対応可能ということですので、木下委員から要求のありましたこの件につきまして本委員会として要求することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

- 委員長 所管におかれましては、資料の提出をお願いいたします。
- 委員長 **消防費、公債費、諸支出金、職員費、予備費**
- 委員長 それでは、消防費、公債費、諸支出金、職員費、予備費を一括して説明を求めます。
- 中島部長 (消防費、公債費、諸支出金、職員費、予備費について増減の主なものなどを説明する。)
- 委員長 説明が終わりました。
- これより関連議案第20号及び第40号を含めて一括質疑に入ります。質疑ございますか。
- 木 下 153ページ、13款1目1項、給与等に要する経費のうち、各種手当の中の超過勤務手当5,439万6,000円、平成27年度につきましては5,923万9,000円、484万3,000円減額になっております。減になった内訳、それと1人当たり、また部署ごとの内訳はどのようになっているのか伺います。
- 小畑課長補佐 超過勤務手当の予算の減の関係でございますけれども、質疑にありましたように、484万3,000円の減ということになっております。超過勤務手当の減につきましては、財政健全化計画の中の超過勤務手当の縮減という取り組みの中で、平成26年度の予算に対して、27年度は2,000万円の減ということで、そこからさらに28年度については約500万円を縮減しようということで、健全化計画に基づきまして取り組みを進めているところであります。
- 内訳と伺いますか、全体的に500万円を減らしていこうということで取り組むわけでありまして、部署ごとという目標ではありませんが、おおむね1人当たりということでいきますと、平成26年度は1人、月当たり約14時間の残業時間ということでありましたけれども、これを27年度は11時間に3時間減しようという目標を立てて取り組んでおります。さらに、28年度におきましてはあと1時間縮減して10時間まで減らしていこうということで、全体的な取り組みの目標としてそのような数字の目標を掲げたいと思っております。
- 取り組みは、ノー残業デーの徹底ですとか、週休日、休みの日に出てきた分はしっかり振りかえてお休みしましょうだとか、そういった取り組みの中で進めていきたいと考えております。
- 木 下 部署によって、たくさんしているところとしていないところとのばらつきがあると思うのですが、その辺はきちんと把握されているのか伺います。
- 小畑課長補佐 所属ごとのばらつきの関係は把握しているのかというご質疑でありましたけれども、毎月、所属ごとに集計いたしまして、状況を把握しながら、各所属ごとに超過勤務の状況が1人当たりどうなっているのかということで把握しております。
- 委員長 ほかに質疑ございますか。
- 堀 木下委員の質疑に関連してお聞きしますが、本来あるべき姿としては、同じ仕事量で残業時間を減らすということは、要するに集中してやるということになると思うのです。これには、限界があるのでないかと考えます。そうではなくて、今やっている仕事はこういう仕事があるけれども、こうすることによって時間が短縮できるとか、そういう手法を考えての短縮になっているのか、この辺を伺いたいと思います。
- 小畑課長補佐 確かに、集中してやりましょうとか、それは職員各自が気をつけて、時間内に

なるべく終わらせようということで取り組んでいるとは思いますが、しかしながら、それには限界があって、超過勤務になっているということでもあります。超過勤務を減らすための具体的な方法といいますか、手法については、これまでも会議を開く際については事前に資料を配付しましょうですか、そういったことで事前に目を通して会議を短縮して終わらせるだとかということを周知してきたこともありますし、先ほども申し上げたのですけれども、超過勤務の時間を減らすためには、休みの日にイベントなんかがあって、土日に出勤しなければいけないというところで、それをそのままにしておくと超過勤務になるのですけれども、それは必ず決められた期間の中で振りかえ休暇をとりましょうですか、そういったことと、先ほどの繰り返しになりますけれども、ノー残業デーを徹底してやりましょうということで、毎週水曜日、見回りをしております。あとは、例えば市民会議なんかで、どうしても市民の皆さんが集まってくる会議になりますと、夕方の7時ぐらいから始まるということがありますので、そういったものについては出勤時間をおくらせまして、会議の時間にかぶるような時間で勤務時間を変更するというようなことでの取り組みなどを促しながら、目標に向けて取り組んでいるところでございます。

堀

副市長にお聞きしたいのですが、要するに業務の総点検というか、一回しっかり見直しをするための点検をする必要性があると考えていますけれども、それにはまた時間とか人力とか、いろんな面がかかわってくると思いますが、副市長はどのようにお考えでしょうか。

千田副市長

事業の総点検というのは当然やっていかなければならないと思うのですけれども、個人的に思うのは、部下に押しつけるのではなく、上司が仕事のやり方、指示を明確にしていくことによって残業は減ってくると思うのです。うちの職員は結構優秀なものですから、資料をつくれと言ったら、いい資料をつくるのです。その資料が全て変更ということになると、この程度で打ち合わせしましょうとかという部分をしっかり上司がやっていかないと残業というのは減っていかないと思っていますし、そういうところから取り組んで、委員おっしゃるとおり、総点検については、それぞれの所管の状況もありますので、すぐにはなかなか把握しづらいところもあるのですけれども、上司から変わっていくということが大事なかなと思っていますところでは。

委員長
山口

ほかに質疑ございますか。

消防費ですけれども、防災災害対策の中で次年度購入予定の備蓄品の内訳を教えてください。

尾崎室長

平成28年度の備蓄品の購入予定でございますけれども、食料を食べるための紙皿、それから紙ボール、スプーン、紙コップ、非常食のクラッカーと野菜シチューなど、食料につきましては25年間もつサバイバルフーズと考えております。それから、飲料水、ポータブルの電源がなくても火がたける石油ストーブということで予定しております。

委員長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

ないようなので、質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように確認いたします。

以上で消防費、公債費、諸支出金、職員費、予備費及び関連議案第20号及び第

40号の質疑を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

あすは午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散 会 13:14